

7月1日  
たむら市民病院  
開院します

たむら市民病院が、7月1日に開院します。  
田村市の自治体病院として、市民の身近な存在として、市民に寄り添い地域医療における中核的な役割を果たし、市民に信頼される病院を目指します。



開設者：田村市  
管理運営：指定管理者  
公益財団法人星総合病院

■診療科

- 内科
- 人工透析内科
- 循環器内科
- 外科
- 整形外科
- 形成外科
- リハビリテーション科
- 眼科
- 皮膚科
- 麻酔科

■診療時間

曜日	午前	午後
月・火・水・金	9時から正午まで (受付 8時半～11時半)	2時～5時まで (受付 1時～4時半)
木・土	9時から正午まで (受付 8時半～11時半)	

※診療科によって診察時間が異なります

■休診日

日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）  
※このほか都合により休診となる場合があります

■位置案内



透析室



機能訓練室



受付



病室



X線TV室

※CT診断装置を今年度中に導入する予定です。

「健康のまち」に新たな一歩

受動喫煙防止条例を

制定しました

健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策の一部施行に合わせ、「健康のまちづくりを進めて行くために、市では7月から受動喫煙防止対策の取り組みを本格的に始めます。

その第一歩として「田村市受動喫煙の防止に関する条例」を制定し、7月1日から施行します。

この条例は、健康な環境づくりの一つとして、「望まない受動喫煙を防止する環境を整備する。」ことを目的としています。

●条例の要点

\*重点施設<sup>注1</sup>では、建物内及び敷地内を全面禁煙とします。

\*歩道<sup>注2</sup>も禁煙とします。

受動喫煙を防止するため、市民の皆さんが受動喫

煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めていただくことが大切です。そのうえで、重点施設など多数の人が集まる公共の場所では、受動喫煙をさせない環境づくりのルールに協力していただくことにしています。

注1 重点施設：多数の人が利用する施設で、市が管理するものです。市役所庁舎、各行政局庁舎、学校施設、保育所等児童福祉施設、病院、老人福祉施設、体育館や各運動場等の体育施設、公園などを指します。

注2 歩道：道路を縁石やガードレールなどで区画した歩行者専用の道路を指します。

☆これからは、喫煙ルールを徹底して守りましょう！  
喫煙する際は、周りにいる受動喫煙を望まない人への配慮を忘れずに、ルールを守って喫煙するように願います。

●「健康のまちづくりのために」

今後、市民の健康づくり推進施策を、さらに積極的に取り組みます。

市では、健康増進計画に基づいて「市民の健康増進を図り、次代を担う子どもたちがはじめ、市民誰もが生涯にわたり健やかに暮らせるまちの実現を目指す」ため、市民一人一人が「自分で自分の健康を守る力」を高めていただけるよう、健康施策を進めています。

〈具体的には〉

\*健康づくり市民講座：高血圧や糖尿病について、専門家の講義や運動体験、減塩食試食など体験を通じた学習の場を作っています。  
(市民講座は、9月30日からスタートします。詳細は8月号に掲載します。)

\*訪問等による個別健康支援：健診の結果から、血圧や血糖値が高めになり始めた方を対象に、高血圧や糖尿病などを予防するため、保健師・栄養士が家庭訪問や個別相談で、ご本人の生活に合わせた支援を行います。

\*運動習慣の推奨：生活習慣病予防に運動が大切なことから、プラス10分の身体活動を推奨しています。出前講座や健康教室などの際に、具体的な運動方法をお知らせしています。

●保健福祉部 保健課

☎81-2271

